【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年2月6日

【四半期会計期間】 第120期第3四半期(自 平成26年10月1日 至 平成26年12月31日)

【会社名】 東プレ株式会社

【英訳名】 Topre Corporation

【代表者の役職氏名】 取締役社長 内ヶ崎 真一郎

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋 3 丁目12番 2 号

【電話番号】 03(3271)0711(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役業務本部長 松 岡 邦 和

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋 3 丁目12番 2 号

【電話番号】 03(3271)0711(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役業務本部長 松 岡 邦 和

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

	-					1	
回次		第119期 第3四半期 連結累計期間		第120期 第3四半期 連結累計期間		第119期	
会計期間		自至	平成25年4月1日 平成25年12月31日	自至	平成26年4月1日 平成26年12月31日	自至	平成25年4月1日 平成26年3月31日
売上高	(百万円)		82,458		85,109		111,630
経常利益	(百万円)		12,214		11,913		15,676
四半期(当期)純利益	(百万円)		9,660		7,060		11,577
四半期包括利益 又は包括利益	(百万円)		12,883		7,816		16,874
純資産額	(百万円)		87,854		97,495		90,507
総資産額	(百万円)		131,992		150,362		138,113
1 株当たり四半期 (当期)純利益金額	(円)		192.90		140.98		231.17
潜在株式調整後 1株当たり四半期 (当期)純利益金額	(円)		-		138.68		-
自己資本比率	(%)		62.5		61.1		61.6

回次			第119期 第 3 四半期 連結会計期間		第120期 第 3 四半期 連結会計期間
会計期間		自至	平成25年10月 1 日 平成25年12月31日	自至	平成26年10月 1 日 平成26年12月31日
1株当たり四半期 純利益金額	(円)		48.09		53.63

- (注)1.当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
 - 2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
 - 3.第119期及び第119期第3四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。 また、前連結会計年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はあ りません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等は行われておりません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1)経営成績の分析

当第3四半期連結累計期間における経済環境は、国内におきましては、アベノミクスによる「成長戦略」では、一度は景気回復の足踏みが感じられたものの、日銀による追加金融緩和により、円安・株高は再度進行し、一部においては景気の回復が実感できるようになりました。しかしながら、消費増税の影響や原油価格の急落などにより、デフレ脱却に対しての不透明感が広がっており、個人消費の本格的な回復には至っておりません。

海外におきましては、米国経済は引き続き、自動車を中心に個人消費が好調を維持しております。中国では、経済成長率の鈍化が顕著となっているものの、依然として高い水準であり、今後も大きな市場として期待をしております。しかしながら、世界経済では金融不安や政情不安など、さまざまなリスクが表面化しており、先行きは不透明な状況となっております。

こうしたなか、当社グループの業績は、売上高851億9百万円、前年同期比26億5千1百万円の増収(3.2%増)、営業利益は、昨年2月の雪害が影響したことで、87億1百万円、前年同期比13億5千3百万円の減益(13.5%減)となりました。経常利益は、円安が進行したことにともなう為替差益27億2千3百万円があったものの、119億1千3百万円、前年同期比3億1百万円の減益(2.5%減)となりました。四半期純利益は、70億6千万円、前年同期比26億円の減益(26.9%減)となりました。これは、前年同期において移転価格税制に基づく更正処分に係る日米間の相互協議の合意が成立したことにより、過年度法人税等、及び法人税等還付加算金として18億2千2百万円の計上があったことによるものです。

セグメントの業績につきましては、次のとおりであります。

プレス関連製品事業

自動車関連部門におきましては、国内の自動車生産・新車販売は、消費増税による反動減からの回復が予想以上に遅れており、また好調であった軽自動車・小型車においても、これまでの勢いに陰りが見えていることから、売上は前年同期を下回る水準で推移しました。しかし、海外において、米国の新車販売が引き続き好調であったことに加えて、平成26年1月より「Topre Autoparts Mexico,S.A.de C.V.」、及び4月より「東普雷(襄陽)汽車部件有限公司」の2拠点が稼動を開始したことで、海外売上が増収となりました。これにより、プレス関連製品事業全体での売上高は536億1千万円、前年同期比15億3千9百万円の増収(3.0%増)となりました。セグメント利益(営業利益)は、雪害の影響や、海外新工場の立上りにともなう生産性悪化により62億7千7百万円、前年同期比17億9千7百万円の減益(22.3%減)となりました。

定温物流関連事業

冷凍車部門におきましては、中型車を中心としたトラック市場が引き続き好調に推移し、市場全体の拡大傾向も継続しております。また、より高品質な製品への代替需要も旺盛であり、当社グループの受注及び生産は前年同期を上回る水準で推移しました。これにより、定温物流関連事業全体での売上高は256億9千1百万円、前年同期比9億5千6百万円の増収(3.9%増)、セグメント利益(営業利益)は、売上増及び合理化の実現により生産性が向上したことから、18億7千7百万円、前年同期比3億7千1百万円の増益(24.6%増)となりました。

その他

空調機器部門におきましては、住宅用換気システムが、消費増税にともなう反動減からの回 復が遅れており、厳しい状況が続いております。

電子機器部門におきましては、キーボード「REALFORCE」、タッチパネルの販売が堅調に推移したことから、その他の事業全体での売上高は58億6百万円、前年同期比1億5千5百万円の増収(2.7%増)、セグメント利益(営業利益)は、売上高の増加にともない5億4千7百万円、前年同期比7千4百万円の増益(15.6%増)となりました。

(2)財政状態の分析

当第3四半期連結会計期間の総資産につきましては、流動資産は、現金及び預金、たな卸資産が増加したことから、750億3千4百万円となりました。

固定資産では、タイ新工場の建設用地を取得したため、有形固定資産が増加したこと、保有する株式等の評価額が上昇したことにより、投資有価証券が増加したことから、753億2千8百万円となりました。

この結果、当第3四半期連結会計期間における総資産は、前連結会計年度末に比べ122億4千9百万円増加の1,503億6千2百万円となりました。

負債につきましては、流動負債は、主に未払法人税等が減少したことから、345億5千4百万円となりました。

固定負債では、主に転換社債型新株予約権付社債を発行したことにより、183億1千2百万円となりました。

この結果、負債合計は前連結会計年度末に比べ52億6千2百万円増加の528億6千7百万円となりました。

純資産につきましては、為替換算調整勘定が減少したものの、利益剰余金が増加したことにより、前連結会計年度末に比べ69億8千8百万円増加の974億9千5百万円となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

当第3四半期連結累計期間の研究開発費の総額は7億7千9百万円であります。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	81,240,000
計	81,240,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成26年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成27年 2 月 6 日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	54,021,824	54,021,824	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は100株で あります。
計	54,021,824	54,021,824	-	-

⁽注)「提出日現在発行数」欄には、平成27年2月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使(新 株予約権付社債の権利行使を含む。)により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

当第3四半期会計期間において発行した新株予約権付社債は、次のとおりであります。

東プレ株式会社130%コールオプション条項付第2回無担保転換社債型新株予約権付社債(転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)(以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。)

決議年月日	平成26年 9 月12日
新株予約権の数(個)	5,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,483,854 (注2)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,013 (注3)(注4)
新株予約権の行使期間	自 平成26年11月4日 至 平成31年9月26日 (注5)
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,013 資本組入額 1,007 (注6)
新株予約権の行使の条件	(注7)
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権付社債は、会社法第254条第2項本文および第3項本文の定めにより本新株予約権または本社債の一方のみを譲渡することはできない。
代用払込みに関する事項	各本新株予約権の行使に際しては、当該各本新株予約 権に係る各本社債を出資するものとする。各本新株予 約権の行使に際して出資される財産の価額は、各本社 債の払込金額と同額とする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注8)

(注1)償還の方法および期限

- (1) 本社債は、平成31年9月30日にその総額を償還する。ただし、本社債の繰上償還に関しては、本項第(3)号乃至第(5)号に定めるところによる。
- (2) 本社債を償還すべき日(本項第(3)号乃至第(5)号の規定により本社債を繰上償還する日を含み、以下「償還期日」という。)が銀行休業日にあたるときは、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げる。
- (3) 組織再編行為による繰上償還

組織再編行為(本号 に定義する。)が当社の株主総会で承認された場合(株主総会の承認が不要な場合は取締役会で承認した場合または会社法に従いその他の機関が決定した場合)において、当社が、かかる承認の日(以下「組織再編行為承認日」という。)までに、社債管理者に対し、承継会社等(本号 に定義する。)が理由の如何を問わず当該組織再編行為の効力発生日において日本の金融商品取引所における上場会社であることを、当社としては想定していない旨を記載し、当社の代表者の記名捺印した書面を交付した場合には、当社は、償還日(当該組織再編行為の効力発生日またはそれ以前の日とする。ただし、当該組織再編行為の効力発生日が組織再編行為承認日から30日以内に到来する場合には、本 に定める公告を行った日から30日目以降の日とする。)の30日前までに必要事項を公告したうえで、残存する本社債の全部(一部は不可)を、本号 乃至 に従って決定される償還金額(以下「組織再編行為償還金額」という。)で繰上償還する。

組織再編行為償還金額は、参照パリティ(本号 に定義する。)および償還日に応じて本 の表(本社債の各社債の金額に対する割合(百分率)として表示する。)に従って決定される。

					N4401 3 141	1013703155	- ш нл ()					
/	参照パリティ											
償還日	60	70	80	90	100	110	120	130	140	150	160	170
平成26年	98.20	100.80	104.29	108.64	113.83	119.82	126.57	134.01	142.12	150.84	160.09	170.00
10月1日	90.20	100.00	104.23	100.04	113.03	119.02	120.37	134.01	142.12	150.04	100.03	170.00
平成27年	98.57	100.88	104.11	108.27	113.34	119.29	126.04	133.55	141.76	150.62	160.06	170.00
9月29日	90.57	100.00	104.11	100.27	110.04	119.29	120.04	133.33	141.70	130.02	100.00	170.00
平成28年	98.80	100.72	103.61	107.51	112.43	118.32	125.13	132.78	141.19	150.29	160.00	170.00
9月29日	90.00	100.72	103.01	107.51	112.43	110.32	120.13	132.70	141.19	150.29	100.00	170.00
平成29年	98.94	100.34	102.75	106.30	111.01	116.79	123.51	131.12	140.05	150.00	160.00	170.00
9月29日	30.94	100.34	102.73	100.30	111.01	110.79	123.31	131.12	140.03	150.00	100.00	170.00
平成30年	99.19	99.79	101.31	104.20	108.67	114.68	122.00	130.41	140.00	150.00	160.00	170.00
9月29日	99.19	99.19	101.31	104.20	100.07	114.00	122.00	130.41	140.00	150.00	100.00	170.00
平成31年	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	110.00	120.00	130.00	140.00	150.00	160.00	170.00
9月29日	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	110.00	120.00	130.00	140.00	130.00	100.00	170.00

組織再編行為償還金額(%)

「参照パリティ」は、(イ)当該組織再編行為に関して当社普通株式の株主に支払われる対価が金銭のみである場合には、当社普通株式1株につき支払われる当該金銭の額を当該組織再編行為承認日時点で有効な転換価額(上記(注3) に定義する。)で除して得られた値(小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入し、これを百分率で表示する。)とし、(ロ)上記(イ)以外の場合には、会社法に基づき当社の取締役会その他の機関において決議または決定された当該組織再編行為の条件(当該組織再編行為に関して支払われもしくは交付される対価を含む。)が公表された日の直後の取引日に始まる5連続取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含まない。以下本項において同じ。)の平均値を、当該5連続取引日の最終日時点で有効な転換価額で除して得られた値(小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入し、これを百分率で表示する。)とする。当該5連続取引日において上記(注4)第(2)号、第(3)号または第(7)号に定める転換価額の調整事由が生じた場合には、当該5連続取引日の当社普通株式の普通取引の終値の平均値は、社債管理者と協議のうえ合理的に調整されるものとする。本 、本項第(4)号 および本項第(5)号 において「取引日」とは、株式会社東京証券取引所が営業している日をいい、当社普通株式の普通取引の終値が発表されない日を含まない。

参照パリティまたは償還日が本号 の表に記載されていない場合には、組織再編行為償還金額は、以下の方法により算出される。

(イ) 参照パリティが本号 の表の第1行目に記載された2つの値の間の値である場合、または償還日が本号 の表の第1列目に記載された2つの日付の間の日である場合には、組織再編行為償還金額は、かかる2つの 値またはかかる2つの日付に対応する本号 の表中の数値に基づきその双方につきかかる2つの値またはか かる2つの日付の間を直線で補間して算出した数値により算出した数値(小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入し、これを百分率で表示する。)とする。ただし、日付に係る補間については、1年を365日とする。

- (ロ) 参照パリティが本号 の表の第1行目の右端の値より高い場合には、参照パリティはかかる値と同一とみなす。
- (八) 参照パリティが本号 の表の第1行目の左端の値より低い場合には、参照パリティはかかる値と同一とみなす。

ただし、組織再編行為償還金額は各社債の金額の170%を上限とし、本号 の表および本 (イ)乃至(八)の方法に従って算出された値が170%を超える場合には、組織再編行為償還金額は各社債の金額の170%とする。また、組織再編行為償還金額は、各社債の金額の100%を下限とし、本号 の表および本 (イ)乃至(八)の方法に従って算出された値が100%未満となる場合には、組織再編行為償還金額は各社債の金額の100%とする。

「組織再編行為」とは、当社が消滅会社となる合併、吸収分割または新設分割(承継会社等が、本社債に基づく当社の義務を引き受け、かつ本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付する場合に限る。)、当社が他の株式会社の完全子会社となる株式交換または株式移転、およびその他の日本法上の会社組織再編手続で、かかる手続により本社債に基づく当社の義務が他の株式会社に引き受けられることとなるものを総称していう。

「承継会社等」とは、次の(イ)乃至(へ)に定める株式会社を総称していう。

- (イ) 合併(合併により当社が消滅する場合に限る。) 吸収合併存続株式会社または新設合併設立株式会社
- (口) 吸収分割 吸収分割承継株式会社
- (八) 新設分割 新設分割設立株式会社
- (二) 株式交換 株式交換完全親株式会社
- (亦) 株式移転 株式移転設立完全親株式会社
- (へ) 上記(イ)乃至(ホ)以外の日本法上の会社組織再編手続 本社債に基づく当社の義務を引き受ける株式会社

(4) 上場廃止等による繰上償還

(イ)当社以外の者(以下「公開買付者」という。)によって、当社普通株式の保有者に対して金融商品取引法に基づく当社普通株式の公開買付けがなされ、(ロ)当社が当該公開買付けに賛同する意見を表明し、(ハ)当該公開買付けによる当社普通株式の取得の結果当社普通株式が上場されている全ての日本の金融商品取引所においてその上場が廃止される可能性があることを当社または公開買付者が公表または認容し(ただし、当社または公開買付者が、当該公開買付け後も当社が日本の金融商品取引所における上場会社であり続けるよう最善の努力をする旨を公表した場合を除く。)、かつ(二)公開買付者が当該公開買付けにより当社普通株式を取得した場合には、当社は、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日(当該公開買付けに係る決済の開始日を意味する。以下同じ。)から15日以内に必要事項を公告したうえで、当該公告において指定した償還日(かかる償還日は、当該公告の日から30日目以降60日目までのいずれかの日とする。)に、残存する本社債の全部(一部は不可)を、本号に従って決定される償還金額(以下「上場廃止等償還金額」という。)で繰上償還する。

上場廃止等償還金額は、本項第(3)号記載の組織再編行為償還金額の算出方法と同様の方法により算出される。ただし、参照パリティは、(イ)当該公開買付けの対価が金銭のみである場合には、公開買付期間の末日時点で有効な公開買付価格を、同日時点で有効な転換価額で除して得られた値(小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入し、これを百分率で表示する。)とし、(ロ)上記(イ)以外の場合には、公開買付期間の末日に終了する5連続取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値を、公開買付期間の末日時点で有効な転換価額で除して得られた値(小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入し、これを百分率で表示する。)とする。当該5連続取引日において上記(注4)第(2)号、第(3)号または第(7)号に定める転換価額の調整事由が生じた場合には、当該5連続取引日の当社普通株式の普通取引の終値の平均値は、社債管理者と協議のうえ合理的に調整されるものとする。

本号 および にかかわらず、当社または公開買付者が、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日の後に組織再編行為を行う旨の意向を、当該公開買付けに係る公開買付期間の末日までに公表した場合には、本号の規定は適用されない。ただし、当該取得日から60日以内に当該組織再編行為に係る組織再編行為承認日が到来しなかった場合、当社は、かかる60日間の末日から15日以内に必要事項を公告したうえで、当該公告において指定した償還日(かかる償還日は、当該公告の日から30日目以降60日目までのいずれかの日とする。)に、残存する本社債の全部(一部は不可)を、上場廃止等償還金額で繰上償還する。

本項第(3)号に定める繰上償還事由および本号 または に定める繰上償還事由の両方が発生した場合には、本社債は本項第(3)号に従って償還されるものとする。ただし、本項第(3)号に定める繰上償還事由が発生した場合において、組織再編行為承認日の前に本号 または に基づく公告が行われたときは、本社債は本号に従って償還されるものとする。

(5) 130%コールオプション条項

当社は、株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値がある20連続取引日にわたり、当該終値が当該各取引日に適用のある上記(注3) に定める転換価額の130%以上であった場合、平成29年10月2日以降いつでも、当該20連続取引日の最終日から15日以内かつ当該償還期日に先立つ30日以上60日以下の期間内に必要な事項を公告した上で、その時点において未償還の本社債の全部(一部は不可)を繰上償還することができる。なお、当社が当社普通株式の株式分割または当社普通株式に対する当社普通株式の無償割当て(以下「株式分割等」という。)を行う場合、当該株式分割等の基準日(基準日を定めない場合は、効力発生の前日とし、基準日または効力発生日の前日が取引日でない場合は、その直前の取引日。以下本号において同じ。)の2取引日前の日から当該株式分割等の基準日(当日を含む。)までの3取引日についての本条項の適用にあたっては、上記(注4)第(2)号の規定にかかわらず、当該各取引日の30日前の日における当社の発行済普通株式総数(ただし、当社の有する当社普通株式を除く。)を既発行株式数として、当該株式分割等により発行されることとなる株式数を発行・処分株式数(ただし、当社普通株式の分割を行う場合は、当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を除く。)として、上記(注4)第(1)号に定める新株発行等による転換価額調整式に当てはめて計算された転換価額をもって、当該各取引日に適用ある転換価額とする。この場合の償還金額は各社債の金額100円につき金100円とする。

本項第(3)号または第(4)号 もしくは に定める繰上償還事由および本号 に定める繰上償還事由の両方が発生した場合には、本社債は本項第(3)号または第(4)号 もしくは に従って償還されるものとする。ただし、本項第(3)号または第(4)号 もしくは に定める繰上償還事由が発生した場合において、組織再編行為承認日または当該公開買付けによる当社普通株式の取得日の前に本号 に基づく公告が行われたときは、本社債は本号に従って償還されるものとする。

- (6) 当社は、前3号に定める公告を行った後は、当該公告に係る繰上償還を取消すことはできない。また、前3号の規定により本社債を繰上償還する場合には、償還される本社債に付された本新株予約権は、本社債の償還により本項第(3)号乃至第(6)号の規定に従って本新株予約権が行使できなくなることによりその全部が消滅する。
- (7) 当社は、法令または振替機関の振替業に係る業務規程等の規則に別途定められている場合を除き、払込期日 (平成26年10月1日)の翌日以降いつでも本新株予約権付社債を買入れることができる。買入れた本社債を消却 する場合、本新株予約権については上記(注7)に従って行使できなくなることにより消滅する。
- (注2)本新株予約権の目的である株式の数は、同一の新株予約権者により同時に行使された本新株予約権に係る本社債の金額の総額を上記(注3) に定める転換価額で除して得られる数とする。この場合に1株未満の端数を生ずる場合は、これを切り捨て、現金による調整は行わない。
- (注3)新株予約権の行使に際して出資される財産の内容およびその価額またはその算定方法

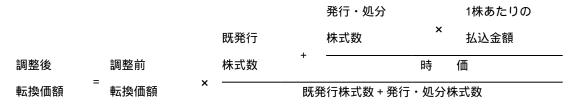
各本新株予約権の行使に際しては、当該各本新株予約権に係る各本社債を出資するものとする。

各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の払込金額と同額とする。

各本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる価額(以下「転換価額」という。ただし、上記(注8)において、「転換価額」は、承継新株予約権の行使により交付する承継会社等の普通株式の数を算出するにあたり用いられる価額をさす。)は、当初2,013円とする。ただし、転換価額は(注4)第(1)号乃至第(7)号に定めるところにより調整されることがある。

(注4)転換価額の調整

(1)当社は、本新株予約権付社債の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更が生じる場合または変更が生ずる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「新株発行等による転換価額調整式」という。)をもって転換価額を調整する。



(2)新株発行等による転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合およびその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第(6)号 に定める時価を下回る払込金額をもってその発行する当社普通株式またはその処分する当社の 有する当社普通株式を引き受ける者の募集をする場合

調整後の転換価額は、払込期日または払込期間の末日の翌日以降、また、当該募集において株主に株式の割当て を受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日の翌日以降これを適用する。

当社普通株式の株式分割または当社普通株式の無償割当て等をする場合

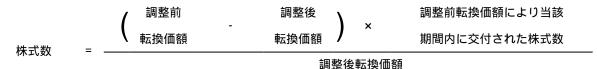
調整後の転換価額は、当該株式分割または無償割当て等により株式を取得する株主を定めるための基準日(基準日を定めない場合は、効力発生日)の翌日以降これを適用する。

本項第(6)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付と引換えに取得される証券(権利)もしくは取得させることができる証券(権利)または当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権の交付と引換えに取得される証券(権利)もしくは取得させることができる証券(権利)、または行使することにより当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行する場合。なお、新株予約権無償割当ての場合(新株予約権付社債を無償で割り当てる場合を含む。以下同じ。)は、新株予約権を無償として当該新株予約権を発行したものとして本 を適用する。

調整後の転換価額は、発行される証券(権利)または新株予約権(新株予約権の交付と引換えに取得される証券(権利)もしくは取得させることができる証券(権利)に関して交付の対象となる新株予約権を含む。)の全てが当初の転換価額で取得されまたは当初の転換価額で行使されたものとみなして新株発行等による転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該証券(権利)または新株予約権の払込期日または払込期間の末日の翌日以降、また、当該募集において株主に割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日(基準日を定めない場合は、その効力発生日)の翌日以降これを適用する。

ただし、本 に定める証券(権利)または新株予約権の発行(新株予約権無償割当ての場合を含む。)が当社 に対する企業買収の防衛を目的とする発行である旨を、当社が公表のうえ社債管理者に通知したときは、調整後 の転換価額は、当該証券(権利)または新株予約権(新株予約権の交付と引換えに取得される証券(権利)もしくは取得させることができる証券(権利)については、交付の対象となる新株予約権を含む。)について、当該証券(権利)または新株予約権の要項上、当社普通株式の交付と引換えにする取得の請求もしくは取得条項に基づく取得もしくは当該証券(権利)もしくは新株予約権の行使が可能となった日(以下「転換・行使開始日」という。)の翌日以降、転換・行使開始日において取得の請求、取得条項による取得または当該証券(権利)もしくは新株予約権の行使により当社普通株式が交付されたものとみなして新株発行等による転換価額調整式を準用して算出してこれを適用する。

本号 乃至 の場合において、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号 乃至 にかかわらず、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。ただし、株式の交付については、本新株予約権の行使請求の効力発生後当該行使請求に係る本新株予約権者に対し、当該本新株予約権者が指定する振替機関または口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する方法による。



この場合に1株未満の端数を生じる場合は、これを切り捨て、現金による調整は行わない。

(3)当社は、本新株予約権付社債の発行後、本項第(4)号に定める特別配当を実施する場合には、次に定める算式 (以下「特別配当による転換価額調整式」といい、新株発行等による転換価額調整式と併せて「転換価額調整式」 という。)をもって転換価額を調整する。

調整後		調整前		時価 - 1株あたり特別配当
	=		×	
転換価額		転換価額		時価

「1株あたり特別配当」とは、特別配当を、剰余金の配当に係る当該事業年度の最終の基準日における各社債の金額(金100万円)あたりの本新株予約権の目的となる株式の数で除した金額をいう。1株あたり特別配当の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

(4) 「特別配当」とは、下記のいずれかの事業年度内に到来する各基準日に係る当社普通株式1株あたりの剰余金の配当(配当財産が金銭であるものに限り、会社法第455条第2項および第456条の規定により支払う金銭を含む。)の額に当該基準日時点における各社債の金額(金100万円)あたりの本新株予約権の目的となる株式の数を乗じて得た金額の当該事業年度における累計額が、8,432円に当該事業年度に係る本に定める比率(当社が当社の事業年度を変更した場合には、本に定める事業年度および比率は社債管理者と協議のうえ合理的に修正されるものとする。)を乗じた金額を超える場合における当該超過額をいう。

平成27年3月31日に終了する事業年度 1.20

平成28年3月31日に終了する事業年度 1.44

平成29年3月31日に終了する事業年度 1.73

平成30年3月31日に終了する事業年度2.07

平成31年3月31日に終了する事業年度2.49

特別配当による転換価額の調整は、各事業年度の配当に係る最終の基準日に係る会社法第454条または第459条に定める剰余金の配当決議が行われた日の属する月の翌月10日以降これを適用する。

- (5) 転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にとどまる限りは、 転換価額の調整はこれを行わない。ただし、次に転換価額の調整を必要とする事由が発生し転換価額を算出する場合は、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて、調整前転換価額からこの差額を差引いた額を使用するものと する。
- (6) 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

転換価額調整式で使用する「時価」は、新株発行等による転換価額調整式の場合は調整後の転換価額を適用する日(ただし、本項第(2)号の場合は基準日)または特別配当による転換価額調整式の場合は当該事業年度の配当に係る最終の基準日、に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とする。

この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

新株発行等による転換価額調整式で使用する既発行株式数は、当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日、また、それ以外の場合は、調整後の転換価額を適用する日の30日前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除し、当該転換価額の調整前に本項第(2)号または第(7)号に基づき発行・処分株式数とみなされた当社普通株式のうち未だ発行・処分されていない当社普通株式の株式数を加えた数とする。また、当社普通株式の株式分割が行われる場合には、新株発行等による転換価額調整式で使用する発行・処分株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

(7) 当社は、本項第(2)号および本項第(3)号に掲げた事由によるほか、次の本号 乃至 に該当する場合は社債管 理者と協議のうえその承認を得て、転換価額の調整を適切に行うものとする。

株式の併合、合併、会社分割または株式交換のために転換価額の調整を必要とするとき。

本号 のほか、当社の発行済普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。

当社普通株式の株主に対する他の種類株式の無償割当てのために転換価額の調整を必要とするとき。

金銭以外の財産を配当財産とする剰余金の配当が、経済的に特別配当に相当するために転換価額の調整を必要とするとき。

転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価が、他方の事由によって調整されているとみなされるとき。

(注5)以下の期間については、行使請求をすることができないものとする。

当社普通株式に係る株主確定日(会社法第124条第1項に定める基準日をいう。)およびその前営業日(振替機関の休業日でない日をいう。以下同じ。)

振替機関が必要であると認めた日

組織再編行為において承継会社等の新株予約権を交付する場合で、本新株予約権の行使請求の停止が必要となるときは、当社が行使請求を停止する期間(当該期間は1か月を超えないものとする。)その他必要な事項をあらかじめ書面により社債管理者に通知し、かつ、当該期間の開始日の1か月前までに必要な事項を公告した場合における当該期間

上記(注1)第(3)号乃至第(5)号に定めるところにより、平成31年9月26日以前に本社債が償還される場合には、当該償還日の前銀行営業日以降

当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、期限の利益の喪失日(当日を含める。)以降

(注6)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に従い 算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数 を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、本号 記載の資本金等 増加限度額から本号 に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(注7)新株予約権の行使の条件

当社が本新株予約権付社債を買入れ本社債を消却した場合には、当該本社債に係る本新株予約権を行使することはできない。また、各本新株予約権の一部について本新株予約権を行使することはできないものとする。

(注8)当社が、組織再編行為を行う場合は、上記(注1)第(3)号に基づき本社債の繰上償還を行う場合を除き、組織 再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の新株予約権者に対して、当該新株予約権者の有する 本新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、承継会社等の新株予約権で、本項 乃至 の内容のもの(以下 「承継新株予約権」という。)を交付する。この場合、組織再編行為の効力発生日において、本新株予約権は消滅 し、本社債に係る債務は承継会社等に承継され、本新株予約権者は、承継新株予約権の新株予約権者となるものと し、本要項の本新株予約権に関する規定は承継新株予約権について準用する。ただし、吸収分割または新設分割を 行う場合は、本項 乃至 の内容に沿って、その効力発生日の直前において残存する本新株予約権の新株予約権者 に対して当該本新株予約権に代えて承継会社等の承継新株予約権を交付し、承継会社等が本社債に係る債務を承継 する旨を、吸収分割契約または新設分割計画において定めた場合に限るものとする。

交付する承継会社等の承継新株予約権の数

組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の数と同一の数とする。

承継新株予約権の目的たる承継会社等の株式の種類

承継会社等の普通株式とする。

承継新株予約権の目的たる承継会社等の株式の数の算定方法

行使請求に係る承継新株予約権が付された承継社債の金額の合計額を下記 に定める転換価額で除して得られる数とする。この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

承継新株予約権付社債の転換価額

組織再編行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権者が得られるのと同等の経済的価値を、組織再編行為の効力発生日の直後に承継新株予約権の新株予約権者がこれを行使したときに受領できるように、承継新株予約権付社債(承継新株予約権を承継会社等に承継された本社債に付したものをいう。以下同じ。)の転換価額を定める。なお、組織再編行為の効力発生日以後における承継新株予約権付社債の転換価額は、上記(注4)第(1)号乃至第(7)号に準じた調整を行う。

承継新株予約権の行使に際して出資される財産の内容およびその価額またはその算定方法

交付される各承継新株予約権の行使に際しては、当該各承継新株予約権に係る各承継社債を出資するものと し、各承継新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各承継社債の金額と同額とする。

承継新株予約権を行使することができる期間

組織再編行為の効力発生日(当社が上記(注5) に定める期間を指定したときは、当該組織再編行為の効力発生日または当該期間の末日の翌銀行営業日のうちいずれか遅い日)から、(注5)に定める本新株予約権の行使請求期間の満了日までとする。

承継新株予約権の行使の条件および承継新株予約権の取得条項

上記(注7)に準じて決定する。

承継新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項 上記(注6)に準じて決定する。

- (3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】 該当事項はありません。
- (4)【ライツプランの内容】 該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成26年10月1日~ 平成26年12月31日	-	54,021,824	-	5,610	-	4,705

(6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7)【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成26年9月30日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成26年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 3,944,100	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 50,031,600	500,316	-
単元未満株式	普通株式 46,124	-	-
発行済株式総数	54,021,824	-	-
総株主の議決権	-	500,316	-

⁽注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式94株が含まれております。

【自己株式等】

平成26年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 東プレ株式会社	東京都中央区日本橋 3 - 12 - 2	3,944,100	-	3,944,100	7.30
計	-	3,944,100	-	3,944,100	7.30

2【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動は、次のとおりであります。

役職の異動

新役名	新職名	旧役名	旧職名	氏名			異動年月日	
取締役	商品事業本部冷 凍機器事業部長 兼冷凍機器事業 部品質管理部長	取締役	商品事業本部冷凍機器事業部長	塗	師	昭	彦	平成26年10月1日

第4【経理の状況】

1.四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」 (平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

2.監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間(平成26年10月1日から平成26年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成26年4月1日から平成26年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表については、太陽有限責任監査法人により四半期レビューを受けております。

なお、従来、当社が監査証明を受けている太陽ASG有限責任監査法人は、平成26年10月1日に 名称を変更し、太陽有限責任監査法人となりました。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

	前連結会計年度 (平成26年 3 月31日)	当第 3 四半期連結会計期間 (平成26年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	18,458	20,412
受取手形及び売掛金	24,903	1 24,873
有価証券	5,332	5,122
金銭債権信託受益権	5,000	6,000
たな卸資産	12,966	14,950
その他	5,881	3,675
貸倒引当金	0	0
流動資産合計	72,542	75,034
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	2 16,350	2 16,184
機械装置及び運搬具(純額)	2 18,740	2 18,709
その他(純額)	13,882	19,314
有形固定資産合計	48,972	54,207
無形固定資産	1,198	1,274
投資その他の資産		
投資有価証券	14,592	19,190
その他	821	669
貸倒引当金	14	13
投資その他の資産合計	15,399	19,846
」 固定資産合計	65,571	75,328
	138,113	150,362
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	20,954	1 21,735
1年内返済予定の長期借入金	1,854	2,005
未払法人税等	3,144	1,149
賞与引当金	1,239	633
役員賞与引当金	64	45
製品保証引当金	198	180
その他	8,071	1 8,804
	35,528	34,554
固定負債	· ·	·
転換社債型新株予約権付社債	-	5,000
長期借入金	5,015	4,916
繰延税金負債	4,285	4,731
PCB処理引当金	38	38
退職給付に係る負債	1,661	1,277
その他	1,076	2,349
固定負債合計	12,077	18,312
負債合計	47,605	52,867
NICHHI .	11,000	02,001

	前連結会計年度 (平成26年 3 月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成26年12月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	5,610	5,610
資本剰余金	4,840	4,840
利益剰余金	72,285	78,554
自己株式	2,475	2,480
株主資本合計	80,260	86,525
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	3,993	5,150
為替換算調整勘定	2,146	1,239
退職給付に係る調整累計額	1,254	1,110
その他の包括利益累計額合計	4,884	5,279
少数株主持分	5,362	5,690
純資産合計	90,507	97,495
負債純資産合計	138,113	150,362

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日)	当第 3 四半期連結累計期間 (自 平成26年 4 月 1 日 至 平成26年12月31日)
	82,458	85,109
売上原価	65,222	69,110
売上総利益	17,236	15,998
販売費及び一般管理費	7,181	7,296
営業利益	10,054	8,701
営業外収益		
受取利息	51	103
受取配当金	221	253
固定資産賃貸料	69	78
為替差益	1,870	2,723
その他	305	256
営業外収益合計	2,518	3,414
営業外費用		
支払利息	133	105
固定資産賃貸費用	12	14
損害補償損失引当金繰入額	183	-
その他	28	83
営業外費用合計	358	203
経常利益	12,214	11,913
特別利益		
固定資産売却益	51	36
投資有価証券売却益	194	13
法人税等還付加算金	154	-
その他	5	0
特別利益合計	405	50
特別損失		
固定資産除却損	44	72
減損損失	0	0
その他	13	0
特別損失合計	58	73
税金等調整前四半期純利益	12,561	11,890
法人税、住民税及び事業税	3,367	4,211
過年度法人税等	1,668	-
法人税等調整額	879	289
法人税等合計	2,577	4,500
少数株主損益調整前四半期純利益	9,984	7,389
少数株主利益	323	329
四半期純利益	9,660	7,060

【四半期連結包括利益計算書】 【第3四半期連結累計期間】

		* * * * * * * * * * * * * * * * * * * *
	前第 3 四半期連結累計期間 (自 平成25年 4 月 1 日 至 平成25年12月31日)	当第 3 四半期連結累計期間 (自 平成26年 4 月 1 日 至 平成26年12月31日)
少数株主損益調整前四半期純利益	9,984	7,389
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	1,646	1,178
為替換算調整勘定	1,253	906
退職給付に係る調整額	-	154
その他の包括利益合計	2,899	426
四半期包括利益	12,883	7,816
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	12,579	7,454
少数株主に係る四半期包括利益	303	361

【注記事項】

(会計方針の変更)

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて第1四半期連結会計期間より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更、割引率の決定方法を割引率決定の基礎となる債券の期間について従業員の平均残存勤務期間に近似した年数を基礎に決定する方法から退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当第3四半期連結累計期間の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当第3四半期連結累計期間の期首の退職給付に係る負債が207百万円減少し、純資産の額が133百万円増加しております。また、当第3四半期連結累計期間の営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益に与える影響は軽微であります。

(四半期連結貸借対照表関係)

1 四半期連結会計期間末日満期手形

四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理を しております。なお、当第3四半期連結会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の 四半期連結会計期間末日満期手形が四半期連結会計期間末残高に含まれております。

	前連結会計年度 (平成26年 3 月31日)	当第 3 四半期連結会計期間 (平成26年12月31日)
受取手形	- 百万円	196百万円
支払手形	- <i>II</i>	622 "
その他	- <i>"</i>	32 "

2 国庫補助金等による圧縮記帳累計額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成26年 3 月31日)	当第 3 四半期連結会計期間 (平成26年12月31日)
 建物		14百万円
機械装置	1 "	1 "

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第 3 四半期連結累計期間 (自 平成25年 4 月 1 日 至 平成25年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日)
減価償却費	5,095百万円	

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年6月26日 定時株主総会	普通株式	399	8.00	平成25年 3 月31日	平成25年 6 月27日	利益剰余金
平成25年10月31日 取締役会	普通株式	400	8.00	平成25年 9 月30日	平成25年12月4日	利益剰余金

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間末後となるもの

該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間(自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1 株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成26年 6 月26日 定時株主総会	普通株式	447	9.00	平成26年 3 月31日	平成26年 6 月27日	利益剰余金
平成26年10月31日 取締役会	普通株式	450	9.00	平成26年 9 月30日	平成26年12月4日	利益剰余金

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間末後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日)

1.報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント			その他			四半期連結 損益計算書	
	プレス関連 製品事業	定温物流 関連事業	計	(注) 1		調整額	計上額 (注)2	
売上高								
外部顧客への売上高	52,071	24,735	76,807	5,651	82,458	-	82,458	
セグメント間の内部 売上高又は振替高	201	4	206	397	603	603	1	
計	52,273	24,739	77,013	6,049	83,062	603	82,458	
セグメント利益	8,074	1,506	9,581	473	10,054	-	10,054	

- (注) 1 . 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、空調機器、電子機器、表面処理 事業等を含んでおります。
 - 2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と一致しております。

当第3四半期連結累計期間(自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日)

1.報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報	告セグメント	-	その他			四半期連結 損益計算書
	プレス関連 製品事業			(注) 1 合計		調整額	計上額 (注)2
売上高							
外部顧客への売上高	53,610	25,691	79,302	5,806	85,109	-	85,109
セグメント間の内部 売上高又は振替高	204	7	211	362	573	573	-
計	53,814	25,699	79,513	6,169	85,682	573	85,109
セグメント利益	6,277	1,877	8,154	547	8,701	•	8,701

- (注) 1 . 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、空調機器、電子機器、表面処理 事業等を含んでおります。
 - 2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と一致しております。
 - 2.報告セグメントの変更等に関する事項
 - (退職給付に関する会計基準等の適用)

会計方針の変更に記載のとおり、第1四半期連結会計期間より退職給付債務及び勤務費用の 計算方法を変更したことに伴い、事業セグメントの退職給付債務及び勤務費用の計算方法を同 様に変更しております。

なお、この変更による当第3四半期連結累計期間のセグメント利益に与える影響は軽微であります。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第3四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	192.90円	140.98円
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(百万円)	9,660	7,060
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	9,660	7,060
普通株式の期中平均株式数 (千株)	50,083	50,078
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	-	138.68円
(算定上の基礎)		
普通株式増加数(千株)	-	830
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株 当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜 在株式で、前連結会計年度末から重要な変動が あったものの概要	-	-

⁽注)前第3四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、 潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2【その他】

第120期(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)中間配当については、平成26年10月31日開催の取締役会において、平成26年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主に対し、次のとおり中間配当を行うことを決議いたしました。

(イ) 配当金の総額

450百万円

(ロ) 1株当たりの金額

9円00銭

(八) 支払請求権の効力発生日及び支払開始日

平成26年12月 4 日

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成27年2月3日

東プレ株式会社

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	野辺:	地	勉	印
指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	田 尻	慶	太	印
指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	藤本	浩	巳	ED

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている東プレ株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成26年10月1日から平成26年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成26年4月1日から平成26年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する 結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠し て四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、東プレ株式会社及び連結子会社の平成26年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2 XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。